

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月22日

支出負担行為担当官  
北関東防衛局長 池田眞人

### 1. 事業概要

- (1) 事業名 防衛医科大学校病院整備事業
- (2) 事業場所 埼玉県所沢市並木3丁目2番地
- (3) 事業内容 PFI方式による病院施設及び病院関連施設の設計、建設
- (4) 事業期間 契約締結日の翌日から令和16年3月末日まで
- (5) 本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う対象事業である。
- (6) その他
  - 1) 本事業は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
  - 2) 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。

### 2. 入札参加資格

#### (1) 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループとする。
- 2) 入札参加者は、自らを構成する企業(以下「構成員」という。)が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。
- 3) 入札参加者は、構成員から、代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとし、当該代表企業が入札手続きを行うこと。
- 4) 入札参加者は、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社として会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社を設立することができる。特別目的会社を設立する場合、事業開始後、特別目的会社に出資し、かつ特別目的会社から直接業務を受託若しくは請負うことを予定している企業(以下「構成企業」という。)、又は出資はしないが特別目的会社から直接業務を受託若しくは請負うことを予定している企業(以下「協力企業」という。)のいずれであるかを、入札参加申請書等に明記すること。
- 5) 入札参加者は、契約締結までに本事業を行うために、全て又は一部の構成員による共同企業体(JV)を組成することができる。

#### (2) 入札参加者の入札参加要件

- 入札参加者の構成員は、以下の要件を満たすこと。
- 1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - 2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。

- 3) 入札参加申請書・入札参加資格確認書類の提出期限の日から開札の時点までに、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止等を受けていないこと。
- 4) 本事業に係る導入可能性調査及びアドバイザー業務を受注したパシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社現代建築研究所、株式会社システム環境研究所、株式会社ケイエム構造設計、株式会社都志デザイン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 5) 入札参加者の構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員として参加していないこと。
- 6) 事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 7) PFI法第9条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

### (3) 入札参加者の資格等要件

入札参加者の構成員のうち、設計、工事監理及び建設(解体含む。)の各業務に当たる者は、1)の要件及び業務に対応して2)から4)までに定める要件を満たすこと。

なお、2)及び3)又は2)及び4)について、構成員が、要件を満たす限り、兼任することは可能である。また、建設に当たる者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことができない。

#### 1) 共通事項

- ① 北関東防衛局の支出負担行為担当官又は契約担当官と締結した契約に関し、北関東防衛局が行う入札又は契約等の業務に関して、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ② 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している事業者でないこと。

#### 2) 設計に当たる者

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

なお、設計に当たる者は、設計に当たる者どうし、及び工事監理に当たる者と、共同企業体を組成することが可能である。その場合、組成後に、共同企業体として①の要件を満たすことができればよい。

- ① 設計に当たる者(複数の者で分担して業務に当たる場合は、うち少なくとも1社)は、防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあっては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。また、複数の者が分担して業務を行う場合には、防衛省競争参加資格の分担する業務(「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」)を担当する者にあっては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。ただし、特別目的会社を設立したうえで、共同企業体に業務を委託する場合は、共同企業体を組成する者が受けている格付けが要件を満たすことができれば、共同企業体として格付けは必要ない。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③ 平成28年4月1日以降、入札公告日までに、元請として以下に示す業務を完了する(あるいは完了した)設計実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。なお、設計業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと。

・国内における一般病床400床以上の免震構造の病院施設の設計業務

#### 3) 工事監理に当たる者

工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

なお、工事監理に当たる者は、工事監理に当たる者どうし、及び設計に当たる者と、共同企業体を組成することが可能である。その場合、組成後に、共同企業体として①の要件を満たすことができればよい。

- ①工事監理に当たる者(複数の者で分担して業務に当たる場合は、うち少なくとも1社)は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。また、複数の者が分担して業務を行う場合には、防衛省競争参加資格の分担する業務(「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」)を担当する者にあつては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。ただし、特別目的会社を設立したうえで、共同企業体に業務を委託する場合は、共同企業体を組成する者が受けている格付けが要件を満たすことができれば、共同企業体として格付けは必要ない。
- ②建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③平成28年4月1日以降、入札公告日までに、元請として以下に示す業務を完了する(あるいは完了した)実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。なお、工事監理業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと。

・国内における一般病床400床以上の免震構造の病院施設の工事監理業務

#### 4) 建設に当たる者

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

なお、建設に当たる者は、建設に当たる者どうしで特定建設工事共同企業体を組成することが可能である。

- ①防衛省競争参加資格のうち、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」において級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望しており、かつ、それぞれの工事種別について、経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値の点数)が、以下に示した点数以上ある者であること。

| 工事種別   | 経営事項評価数値                          |
|--------|-----------------------------------|
| 建築一式工事 | 【代表企業の場合】1,200点<br>【構成員の場合】1,100点 |
| 土木一式工事 | 990点                              |
| 電気工事   | 870点                              |
| 管工事    | 870点                              |
| 電気通信工事 | 870点                              |

なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれの者が、防衛省競争参加資格の分担する業務(「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」)に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値の点数)の点数が、上述の点数以上であること。

- ②平成23年4月1日以降、入札公告日までに、元請として以下の業務を完成または引き渡しした建設実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の者に限る)。なお、建設業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと。

・国内における一般病床400床以上の免震構造の病院施設の建設工事

- ③提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

### 3. 入札手続き等

(1) 入札説明書等の公表、場所

公表日: 令和8年5月22日(金)

場所: 入札説明書等ダウンロードシステム

(2) 入札説明書等についての問い合わせ先

＜北関東防衛局総務部契約課＞

住 所: 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL : 048-600-1800(内線 2443又は2406)

Mail : shinseikoji-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp

(3) 入札参加資格(第一次審査結果)の確認等

1) 入札参加申請書等の受付等

入札参加希望者は、本入札に参加することを表明し、第2項に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び入札参加資格確認書類を提出し、支出負担行為担当官より入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2) 受付期間

令和8年5月22日(金)から同年7月22日(水)まで(持参の場合、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

3) 提出方法

電子入札システムより提出すること。

電子入札システムの利用が困難な場合は、上記3(2)へ持参、郵送(配達記録郵便又は書留郵便に限る。)もしくは電子メールのいずれかにより提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること。

(4) 入札提出書類の提出

1) 受付期間

令和8年12月21日(月)から同年12月24日(木)まで(持参の場合、行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

2) 提出方法

入札に関する提出書類は、電子入札システムより提出すること。電子入札システムの利用が困難な場合は、上記3(2)へ持参又は郵送(配達記録郵便又は書留郵便に限る。)により提出すること。

技術提案審査に関する提出書類等は電子入札システムでの提出に加え、持参又は郵送(配達記録郵便又は書留郵便に限る。)によっても提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

1) 開札日時: 令和8年12月25日(金)

2) 開札場所: 北関東防衛局 8階入札室(埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館)

(6) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店(埼玉りそな銀行さいたま営業部))

ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北関東防衛局)又は銀行等北関東防衛局)又は銀行等の保証(取扱官庁の保証(取扱官庁 北関東防衛局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行等若しくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

なお、入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。

① 提出期間

令和8年12月1日から同年12月24日(利付国債の提出の場合は令和8年12月1日)までの

行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)。ただし、最終日は17時必着とする。

②提出場所

上記 3(2)

③提出方法

持参又は郵送等による。

2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店(埼玉りそな銀行さいたま営業部))

ただし、選定事業者は、利付国債の提供(取扱官庁 北関東防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北関東防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は支出負担行為担当官若しくは選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。その場合、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出すること。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は建設工事に相当する金額(設計費及び工事監理費を含む。)の10分の3以上とする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

- 1) 本件入札説明書に示した入札参加者に必要な要件のない者の入札
- 2) 入札書の提出期限後に到達した入札
- 3) 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者の入札
- 4) 委任状を提出しない代理人のした入札
- 5) 入札参加者名を欠く入札
- 6) 金額を訂正した入札
- 7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 8) 明らかに連合によると認められる入札
- 9) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- 10) 2通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者の入札
- 11) その他入札説明書等において示した条件に違反した入札

(8) 落札者の決定

落札者は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

4. その他

(1) 契約書作成の要否

要。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3(2)に同じ。

(4) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3(3)に示す防衛省競争参加資格又は一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一)の認定を受けていない者であっても、入札参加表明書・入札資格確認書類の提出期限までに登録申

請を行い、開札の時に条件を満たしていれば、入札参加資格があることを確認するものとする。

(5) その他

詳細は入札説明書による。